

区民の声の公表 【令和7年（2025年）8月受付分】

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先(電話、FAX)	受付日	関連情報
「路上喫煙禁止ステッカー」について	渋谷区のように「路上喫煙禁止ステッカー」を誰でも貼る場所をリクエストできるようにして欲しいです。 【理由】 ほぼ毎日たばこを吸っている人達を見かけます(特に午後)。 地域の児童たちや小学生の通学路になっているので危ないです。 その人達を避けて地域の小学生達が車道側に出て(避けて)通学する状態になっています。この店の人に注意し、店の前の歩道に路上喫煙禁止ステッカーを貼って欲しいです。	世田谷区では、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進するため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としてあります。 区としては、指定喫煙場所の整備を進めること等により望まない受動喫煙を減らし、喫煙する人としない人が相互に理解を深め、区民の皆様との協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指しております。今回、ご要望いただいた件につきまして、「世田谷区たばこルール」に基づき、環境美化指導員による巡回指導、路上喫煙禁止の路面シートの設置については、お申し出があれば指導及び設置しております。	環境政策部 環境保全課	TEL 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和7年(2025年) 8月1日	
違法電動自転車への世田谷区としての対応	最近、違法自転車(大馬力のモーターをつけた自転車タイプで、ナンバープレートなし)が多く見られる。 この乗り物が歩道の疾走・車道の逆走をしており事故につながると危惧しているので、区として何らかの対応をしてほしい。	区ではご意見のペダル付き電動バイクに限らず、自転車、オートバイ、自動車について、広く安全利用の啓発を行っております。 今後も交通ルールを守った運転を心がけていただくよう、引き続き区内4警察署と連携して交通安全に取り組んでまいります。	土木部 交通安全自転車課	TEL 03-6432-7968 FAX 03-6432-7996	令和7年(2025年) 8月4日	
「お休み処」の表示について	バスを待っている間に暑さのためちょっと気分が悪くなり、すぐそばの区民センターの熱中症お休み処を利用させていただきました。ところが館内には「休憩はなるべく短時間で譲り合いください」とか「体調の悪い方はご利用をお控えください」とのお願い掲示があるのです。これでは何のためのお休み処なのか首をかしげたくなってしまいます。表現を変更していただくようお願い致します。	区の公共施設等は、お休み処として、体調が悪い方はもちろんのこと、暑さの中での休憩にご利用いただくことを目的として設定しておりますので、ご指摘いただきました誤解を与えてしまう表示物につきましては、速やかに撤去し、内容の修正をさせていただきます。 また、他の区民センター等についても誤解させてしまう表示が行われていないかを確認し、同様の対応をいたします。	玉川総合支所 地域振興課	TEL 03-3702-1636 FAX 03-3702-0942	令和7年(2025年) 8月4日	
区民配布書類の年表記について	区の区民配布書類の年表記を、和暦のみから西暦併記にしてください。	区では、公文書の作成にあたり、区民の皆様にとって読みやすく、分かりやすい表現となるよう、努めています。 公文書の年表記においては、和暦を原則とし、刊行物においては西暦を併記することを基本としています。ご指摘の件については、今後の公文書の作成へ活かしていくため、庁内で検討していきます。	総務部 区政情報課	TEL 03-5432-2085 FAX 03-5432-3007	令和7年(2025年) 8月7日	
防災力向上に向けた不燃化特区の拡大について	現在、不燃化特区は1丁目・2丁目の一部が対象となっておりますが、3丁目にも築年数の古い木造住宅や旗竿地が多く、防災面の課題があると感じています。 同じ町内でもほんのわずか畠地が違うだけで補助の有無が変わり、かなり築年数の経過した木造住宅の建替えを断念せざるを得ない状況となっており残念です。 不燃化特区の対象区域を今後拡大する予定はありますか。	不燃化特区制度は、首都直下地震の切迫性を踏まえ、不燃化について特に改善が必要な地区で、燃え広がらない・燃えない街を実現させるため、老朽建築物の除却や建替え費用の助成などにより、地区内での建築物の不燃化を支援する制度です。東京都の制度に基づき、延焼による市街地の焼失率がほぼゼロになるとされる不燃領域率70%の達成を目標に、建築物の不燃化を推進しています。 3丁目については「世田谷の土地利用2021～世田谷区土地利用現況調査～」において不燃領域率が60%程度ではありますが、まずは改善が必要な地域について重点的に不燃化を推進していく必要があると考えており、現時点では3丁目について制度の導入予定はありません。 なお、昭和56年(1981年)5月31以前に着工した木造住宅については、耐震性の不足する建物に対し、除却工事に要する費用の一部を助成する制度がございますので、活用をご検討ください。 世田谷区としましては引き続き不燃化特区制度や耐震化支援事業等も運用しながら、災害に強い街づくりを推進してまいります。	防災街づくり担当部 防災街づくり課	TEL 03-6432-7174 FAX 03-6432-7987	令和7年(2025年) 8月8日	
カラス・ハトの餌やりについて	隣人が鳥類に餌やりをしており、糞害と騒音、カラスに悩まされております。区の担当者に相談したところ、直接本人に対して注意するのではなく、チラシ等を入れるだけだとお聞きしました。条例違反しているのにも関わらず、その様な対応ではこちらも困ります。近隣には小学校も近く、学生たちがカラスいるから通るのが怖い。との会話も聞きます。条例は機能しているのでしょうか？世田谷区での対応は不可なのでしょうか？きちんと本人に餌やりの注意をして欲しいです。	当区では、「世田谷区環境美化等に関する条例」の中で、野鳥への餌やりによる迷惑行為を行わないことを区民の責務として定めています。具体的な対応としましては、現地調査を行い、餌やり行為を確認できた場合には、条例を説明の上、餌やり行為をやめるように当事者に求めています。 ご意見をいただきましたお宅に関しましては、以前より定期的に現場確認を行っておりますが、私有地内における給餌行為のため、確認が難しいことから、文書等にて何度も餌やりを中止するよう継続的に説得を行っております。 区としては、今後も給餌による迷惑行為について巡回を継続し、餌やりの中止や近隣住民への配慮について、粘り強く説得および対応をしてまいります。	環境政策部 環境保全課	TEL 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	令和7年(2025年) 8月9日	
北海道、江別市の世田谷について	約80年前に、開拓者として北海道の江別市に入植した世田谷区民が今でも江別市に住み続け、世田谷会を運営しておられます。 世田谷区民の方々に江別市との歴史を知つもらうためにも、せたがやふるさと区民まつりに参加していただく等、江別市との交流を図っていただきたいです。	世田谷区と江別市との交流につきまして、令和6年(2024年)に世田谷区の近現代史編さん委員会が江別市を訪問し、かつて世田谷区民だった方々から伺った話を「区史編さんだより第9号(令和7年(2025年)3月発行)」で掲載し、世田谷区ホームページで紹介しています。また、令和4年(2022年)には、区長が現地を訪問し、お話を伺う機会もありました。 ご提案のせたがやふるさと区民まつりの物産展につきましては、区内で物産展の実績など、既に世田谷区と交流のある自治体の中で、せたがやふるさと区民まつりの趣旨に賛同し、参加希望のあった自治体に出店をいただいています。 今回いただいたご意見をさらなる交流の機会ととらえ、江別市との交流を深めていければと思います。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・交流推進課	TEL 03-6304-3593 FAX 03-6304-3714	令和7年(2025年) 8月13日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
新しくなった区役所ロビーについて	最近新しくなりました区役所の1Fロビーにはイスが沢山ありますが、夏の暑い時に必要な冷たい水、冬には温かいお茶の出る機械を、ぜひ、設置していただきたいと思います。 建て直す前の区役所の時はありましたので、とても助かっておりました。是非お願ひいたします。	区役所本庁舎等整備につきましては、現在、新庁舎(東棟及び西棟)の1期工事が終わっており、現在2期棟工事を行っています。1期工事で完成している東棟及び西棟の1階エントランスホールには給排水設備がないため、給水機等を設置することができません。 このため、現在は、旧庁舎(第2庁舎)1階に1か所の設置となっています。敷地内が工事中であり、ご不便をおかけして、大変申し訳ございません。 なお、令和8年(2026年)9月以降の新庁舎(東棟及び西棟)2期棟の完成に伴い、東棟、西棟それぞれに給水機を設置する予定であり、また、東棟1階には売店、2階にはレストランも開設します。 今後も、来庁者の方の利便性の向上に努めてまいります。	庁舎整備担当部 庁舎管理担当課	TEL 03-5432-2074 FAX 03-5432-3006	令和7年(2025年) 8月14日	
道路の無電柱化を進めてほしい。	都は、無電柱化を進める方針をお持ちのようですが、世田谷区も同じにしていただきたいと思っています。	現在東京都では、「東京都無電柱化推進計画(改定)」を策定し、道路上に張り巡らされた電線類を地下に収容する無電柱化事業を進めています。 同様に世田谷区でも、令和元年度に「世田谷区無電柱化推進計画」(以下、推進計画)を策定し、令和6年(2024年)4月に中間見直しを実施したところです。 区はこの見直しの中で、国や都と連携しながら、特に防災機能を強化するために救援物資の輸送などに重要な役割を果たす緊急輸送道路や、歩行者の誰もが安心して円滑に移動できる歩行空間の整備が必要である特定道路などについて、優先的に事業を推進することとしました。 今後とも限りある予算を有効に活用しながら無電柱化事業を着実に進めてまいりますので、ご理解とご協力のほどお願いします。	土木部 土木計画調整課	TEL 03-6432-7956 FAX 03-6432-7993	令和7年(2025年) 8月15日	
二子玉川公園での花火利用について	子どもがいるため、二子玉川公園で花火をさせていただけたことに大変感謝しております。しかし、ホームページや公園に注意書きがあるものの、手持ちではない花火をしているグループや明らかに20名前後の大人数で花火をしているグループがあり、非常に迷惑を感じ、子どもに危険が及びそうで怖いです。今後も花火を楽しめる貴重な場として継続できますよう、ルールの徹底や見回りやルール違反者に対する警告等、対策をお願いできなくは?	区立公園での火の使用は原則禁止ですが、ご家族で花火を楽しみたいというご要望があります。そのため、花火利用は少人数で、手持ち花火のみとするなど、一定のルールやマナーを守って利用いただくようお願いしています。 しかしながら、ご指摘いただいたように、ルールを守っていない場合もあります。特に、二子玉川公園では花火利用が多くあり、花火できる場所を限定し、現地でのマナー向上の呼びかけを行ってきています。また、夜間パトロールを実施するなど、花火利用への対応も行っています。 いずれにしましても、近隣への騒音や他の公園利用者の安全に配慮していただくことは、公園利用の基本だと考えています。今後とも、二子玉川公園を管理している現地スタッフとも相談し、利用状況に応じ改善策を講じるなど、二子玉川公園での公園利用のルールやマナーの啓発に努めてまいります。	みどり33推進担当部 公園緑地課 玉川公園管理事務所	TEL 03-3704-4972 FAX 03-5706-1361	令和7年(2025年) 8月17日	
道路上への段差ステップ設置について	段差解消ステップは車のあるお宅の前に設置されていることがあります。世田谷区では許可を得て設置しているものであるか、チェックすることはあるのでしょうか?	段差解消ステップの設置につきましては、歩行者の安全確保および道路の適正利用の観点から、道路法第43条に基づき、世田谷区の道路上に設置し続けることを禁止行為としております。 しかしながら、現状ではすべての設置状況を網羅的に把握することは難しく、区報やホームページを通じて注意喚起を行っているところです。区民の皆様には、通行の妨げとなる物品の撤去や改善をお願いしておりますが、ご指摘のとおり、周知だけでは十分な効果が得られないケースもあります。 そのため、区では土木管理事務所や道路監察担当による定期的なパトロールを実施しており、通行障害となる物品等の設置状況を確認し、必要に応じて指導・是正を行っております。 今後も引き続き、安全な通行環境の確保に向けて、粘り強くパトロールを行ってまいります。	土木部 土木計画調整課	TEL 03-6432-7958 FAX 03-6432-7993	令和7年(2025年) 8月18日	
樹木伐採について	住宅街にある一本の樹木が根元ごと切られてしまい、心が痛いです。なぜならば、現在ヒートアイランド化しているのに、日陰となり空気を清浄してくれる唯一の木が処分されてしまったからです。 また、歩道近くにある保存樹木も、ひどい切り方をされています。保存だから根本だけ残せばいいってものじゃありません。 木を優先的に考えた(周りに道具置かない、柵を広めるなど)木にとってのびのびと生きられる環境を整えるようにお願いします。	区では、みどりの保全・創出に取り組んでおり、その一環として、保存樹木制度がございます。保存樹木制度は、民有地にある樹木を保存樹木として指定し、所有者が行う樹木の維持管理の一部を区が支援を行うことで、みどり保全を進めるものであります。 ご指摘の保存樹木については、令和6年(2024年)3月頃当該樹木の上部に枯れが見られ根本に空洞があつたことから倒木のリスクが想定されたため、緊急手入れとして、区の支援により剪定を行ったものでございます。 頂いたご意見も参考にさせていただき、今後も、みどり保全に向けて、取り組んでまいります。	みどり33推進担当部 みどり政策課	TEL 03-6432-7904 FAX 03-6432-7989	令和7年(2025年) 8月20日	
小学校の校庭に関して	この数年、厳しい酷暑が続く状態なのに、幼い子供達が学び、運動する小学校の校庭には日影となる「樹木」がほんとんどないのは、教育現場における子供の虐待に近いものだと思います。せめてどこかに木陰があれば、安らぐとも思います。かつ校庭も土ではないので、強い日差しでカラカラに乾き、冬は北風で荒れ、積極的に校庭に出で活動するのには不可能に近い状況です。 少子化対策としては、少しでも多くの子供達がよい環境で過ごさせることを、区民も利用する小学校を改修することにぜひ税金を使ってほしいです。より多くの子供の笑顔と元気な声が春夏秋冬、校庭に溢れることを願ってやみません。ぜひご検討をよろしくお願ひいたします。	ご意見いただきました通り、区といたしましても常態化した暑さへの対策は重要であると認識しており、子どもたちが良い環境で過ごせ、子どもの笑顔と元気な声が春夏秋冬、校庭に溢れることを願っております。 区立小中学校の各屋外施設につきましては、屋外運動場、屋外学習施設、緑地など、求められる学習環境の確保を第一に、限られた面積の中、敷地全体に必要な施設を配置し、学校に必要な機能を整備しております。ご指摘の小学校の校庭におきましては、遊具等の固定施設を周囲に配置しながら、屋外運動場としての機能を確保し、校舎裏側等を含めた敷地全体の周囲に、緑地などを配置しています。 児童が安らげる木陰をつくるためには、ある程度の大きさの樹木や木本数が必要となり、校庭にこうした植栽を実施するのは難しい状況です。校庭周囲には高木も植樹しており、今後生育状況に応じて良好な環境になることを期待しております。 なお強風時には、スプリンクラーを起動するとともに、表層材について、従来使用されていた緑色スクリーニングスから、粒度調整型グリーンダストに変更することで、風による砂ぼこりの軽減を図っているところです。 引き続き、学校と連携しながら、良好な教育環境の確保を図れるよう、努めてまいります。	教育政策・生涯学習部 教育環境課	TEL 03-5432-2661 FAX 03-5432-3029	令和7年(2025年) 8月21日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先(電話、FAX)	受付日	関連情報
ザリガニ回収ボックスの設置	公園などで子どもたちがザリガニ釣りをしています。子どもたちが集まるスポットにザリガニ回収ボックスを設置できないでしょうか。 公園はザリガニ持ち帰り禁止ですが、指定外来生物をまた返してよいのか疑問があります。	ご指摘の場所は造成された公園内とはいえ、元々いなかった外来生物が生息し繁殖している状況は、好ましくないことと認識しております。アメリカザリガニは特定外来生物に指定されましたので、捕獲した際は、駆除あるいは永年飼育を図るのが望ましいと考えますが、命をぞんざいに扱うことはできないことから、回収の仕方や回収後の扱いに課題があり、現段階での実施は難しい状況です。 とはいっても、生物多様性の確保や回復を考えると避けては通れない問題ですので、各地の取り組みなども参考にしながら、今後の対応を検討してまいります。	みどり33推進担当 部公園緑地課 砧公園管理事務所	TEL 03-3417-9575 FAX 03-3417-9573	令和7年(2025年) 8月24日	
総合支所の「お休み処」について	日中、とても暑く体調が悪くなってきたため「お休み処」として指定されてる総合支所に寄りました。 入ってすぐのロビーには旗があり、椅子やテーブルがありました。冷房がほとんど効いておらず全く涼しくなく蒸し風呂状態。余計に体調が悪くなりました。 受付のような場所の入口が開いてる間は冷気がくるためほのかに涼しかったですが、閉められると再び蒸し風呂のような状態。 休み処としての機能がないのであれば旗やマップに載せるべきではないと思います。	ご指摘のロビーは吹き抜け構造のため、空調が届きにくい環境となっています。 そのため、限られたスペースではございますが、お休み処の機能はロビー付近の受付内に設け、飲み物の配布も行っています。しかしながら、のぼり旗の設置場所が分かりづらく、適切な案内ができなかった点につきましては、改善の必要があると受け止めています。今後は、のぼり旗の設置場所や案内表示の改善を図り、利用者の皆様に分かりやすくご利用いただけるよう努めてまいります。	北沢総合支所 地域振興課	TEL 03-5478-8000 FAX 03-5478-8004	令和7年(2025年) 8月26日	
女性の乳がん検診について	現在女性の乳がん検診はマンモグラフィーのみ補助対象となっているのですが、私を含め女性の中にはマンモグラフィーでは判定しにくいため超音波検査を勧められる場合があります。しかし、超音波検査は補助対象ではないので全額自己負担となります。是非超音波検査も補助対象にして頂き、どちらかを選択して受けられるようにして頂けないでしょうか。どうぞ、ご検討お願いいいたします。	国の指針における市区町村が実施する乳がん検診の検査項目は「問診及び乳房エックス線(マンモグラフィ)検査」と定められており、世田谷区では国の指針に基づき、問診、視触診、マンモグラフィにより実施をしています。 乳房超音波検査の検診につきましては、国の指針で定められた検査項目ではなく、区の乳がん検診へ導入することは予定しておりませんが、今後も、区の検診が区民の方に利用しやすいものとなるように研究してまいります。 ご希望に添えず申し訳ございませんが、今後とも区の検診をご活用いただけますと幸いです。	世田谷保健所 健康企画課	TEL 03-5432-2447 FAX 03-5432-3019	令和7年(2025年) 8月27日	
居場所が欲しい	現在世田谷区では、40歳以上の人間が集まって何でもできるフリースペースがありません。他区では、高齢者から少年までが自由に集まり、区が用意したフリーWi-Fiを利用して自由に活動できるフリースペースがあります。世田谷区の区民会館で想定されている使用方法は高齢者による集会で、和室の大広間等しかありません。青少年交流センターは39歳以下までしか利用できません。 また下北沢のタウンホール1F待合所は簡易的な机と椅子があるだけで施設を利用しながら区民同士が交流できる場とは言えず、図書館は図書を閲覧したり勉強をすることは可能ですが、区民同士が年齢や障害の有無、仕事の有無分け隔て無く交流をする場ではありません。現状似たようなことができるるのは男女共同参画センター「らぶらす」だけですが、ここも本来は「子どもを持つ女性が安心していられる場所」であり、むやみやたらに男性が使って占拠して女性を排除してと使える場所ではありません(ここは主には女性の場所であって、区民のフリースペースではありません)。 世田谷区には建物もあるし場所もあるしスイも机もフリーWi-Fiもあるのに全部バラバラになっていて、結果として「区民が使えるフリースペースがない」のはもったいないです。ぜひ用意と調整をして欲しいです。	世田谷区では、各地域に地域住民のコミュニティの形成と区民の福祉を増進する場所として区民センターや、地域の文化的活動の場と高齢者の憩いの場として地区会館・区民集会所などが設置されています。 しかしながら、多様な世代がフリースペースで自由に活動・交流できるような場所というものは少ないのが現状です。 この度、区役所本庁舎建て替えに伴い、世代に限らず、区内団体が活動で利用したり、個人も利用できる場として「区民利用・交流拠点施設」が令和8年(2026年)11月にオープンする予定です。交流拠点施設は新庁舎の1階玄関口にできるオープンな「区民交流スペース」を始め、様々なイベントで利用できる広場など、複数の場所で構成される複合施設です。 こちらの施設を通して、より多くの区民や団体の皆様に施設を利用していただき、様々な活動等に参加していただくことで、交流や協働を生み出していくことを目指しています。ぜひ当施設開設後はこちらの施設をご利用いただけますと幸いです。  (参考 区HP:区民利用・交流拠点施設について) ※関連情報欄から御覧ください。	生活文化政策部 市民活動推進課	TEL 03-6304-3768 FAX 03-6304-3597	令和7年(2025年) 8月27日	(参考 区HP:区民利用・交流拠点施設について)
産後ケアについて	泊まりの産後ケアについて何度も申し込んでいますが一度も抽選で当たりません。育児について、寝不足や不安などでつらい時に突き放された気持ちになりました。産後3ヶ月未満の決まりがあるのであれば時期が迫っている人を優先するなどしてほしかったです。 また、産後ケア事業について他の区に比べて施設が少なすぎるように思いました。 もっと手厚く、増やしてほしいです。 訪問などの産後ケアもあると聞きましたが、夜間の寝不足や睡眠の相談など1日を通して見ていただきたいことも多々あるので、もう少し検討していただきたいです。	このたびは、世田谷区産後ケア事業へご意見をいただきまして誠にありがとうございます。また、ご予約の取りにくい状況が続いていること、ご不便をおかけして申し訳ございません。 ご予約が取りにくい状況を鑑み、世田谷区といたしましても産後ケア事業の拡充を進めているところですが、まだまだ区民の皆様のお声には十分に対応できていない状況と認識しております。 現在、さらなる事業の拡充を検討しており、今後も皆様がご利用しやすいように事業の運営に取り組んで参ります。 なお、ショートステイ、デイケアは産後4ヶ月未満を対象としておりますが、アウトリーチ型につきましては、産後1年未満までご利用いただけます。デイケアと合わせて7日間までご利用可能です。アウトリーチ型では母体ケア、乳児ケア、育児相談、授乳相談などの他、生活リズムについてのご相談もお受けしておりますので、ご検討いただければと思います。 また、育児のことでお困りのことがございましたらお住まいを管轄する総合支所 健康づくり課にてご相談をお受けしておりますので、ご活用頂きますようお願い申し上げます。  ※総合支所健康づくり課 世田谷区公式ホームページは関連情報からご覧ください。	子ども・若者部 児童相談支援課	TEL 03-6304-7731 FAX 03-6304-7786	令和7年(2025年) 8月27日	総合支所健康づくり課世田谷区公式ホームページ